

区域外就学・指定学校変更 許可基準

令和2年4月1日

申請理由	許可条件	許可期間	提出書類
1 年度途中の 転出・転居	①小学校6年、中学校3年 (手続きは、小学校5年、中学校2 年の修了式後から可)	学年末(卒業)まで	◇申請書 ※③の場合、申請回数は2回となる
	②他の学年(各学期中途の異動)	当該学期末まで	
	③小学校5年・中学校2年の冬季休 業開始日以降に許可を受けているも のは、最終学年も申請可	学年末(卒業)まで ※要再申請	
2 一時的な転居	自宅新築等のため一時的に校区外に 転居し、再度元の校区内に転入・転 居することが確定している場合	建築に要する期間 (1年を限度)	◇申請書 ◇事由を証明できるもの 建築確認申請書(写) 家屋売買契約書(写) 賃貸借契約書(写)等
	公共事業に伴う一時立ち退き	再度転入するまでの期 間	
3 事前就学 (転入・転居が確定 している場合)	自宅新築等により転入・転居が確定 しているとき	新学期から転入・転居 日まで(1年を限度)	
4 修学旅行	現学年で、修学旅行が実施される場 合	修学旅行終了後 1週間を期限とする	◇申請書
5 部活動 (中学校)	指定された中学校に、生徒が希望す る部活動が行われていなかった場合	保護者が希望する日か ら卒業まで(要毎年申 請)	◇申請書 ◇指定学校変更(部活動)につ いての誓約書
6 その他教育委員会 が認める場合	いじめ、不登校や心身的理由等によ り教育的な配慮を必要とする場合	必要な期間	◇申請書 ◇添付可能な場合 医師の診断書、学校長の副申書 など状況がわかるもの
	理由1-①、③により認められた兄弟 と同じ学校に通学する場合	兄弟が卒業する 年度の学年末まで ※再申請不可	◇申請書 ◇誓約書…様式1 注)この理由により認められた弟 妹は、理由1-③に該当しない!
	借金の取立てやDV、家庭不和等の 原因により住民異動ができない場合	学年末まで (再申請可)	◇申請書 ◇現住所が確認できるもの (賃貸借契約書など) (実家等に居住の場合)…様式4
	帰宅後の児童を保護監督する者がい ないため、親類宅等や保護者の勤務 先がある校区の学校へ通学する場合	学年末まで <最長小学校卒業まで> (再申請可) (中学生不可) ※区域外は事情により 判断	◇申請書 ◇児童預かり同意書…様式2 ◇保護者の就労、営業等の状況 を確認できるもの (例)営業許可書・在職証明書 ◇誓約書…様式3 (中学校時には、住民登録地の 指定学校に戻る)

◆指定学校変更…学校教育法施行令第8条<就学学校の変更の学校長等への通知>

◆区域外就学…学校教育法施行令第9条<区域外就学等>